

浜松市立図書館資料の相互貸借に関する取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立図書館条例（昭和49年浜松市条例第39号）第3条の規定に基づき、浜松市立図書館が他の図書館等と相互貸借を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用規定)

第2条 相互貸借は、次の規定に基づき行うものとする。

(1) 静岡県内の公共図書館

「静岡県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定」に定められたとおりとする。

(2) 国立国会図書館及び国際子ども図書館

「国立国会図書館資料利用規則」及び「国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則」に定められたとおりとする。

(3) 静岡県外の公共図書館及び大学図書館

資料貸出館の要綱等に定められたとおりとする。

第2章 貸出

(貸出資料の範囲)

第3条 第2条の相互貸借により浜松市立図書館は所蔵する資料のうち、次の資料を除き貸し出すことができる。

(1) 参考資料・郷土資料等の禁帯出資料

(2) 視聴覚資料

(3) 新聞

(4) 読書会用文庫

(5) 刊行後6ヶ月以内の資料

(6) 浜松市立図書館利用者の予約が著しく集中している資料

(7) その他浜松市立図書館長（以下「館長」という。）が貸出を不相当と認めた資料

(貸出資料冊数)

第4条 貸出資料は、借受館1館につき20冊以内とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、郵送期間を含め次のとおりとする。ただし、貸出期間内であっても、館長が必要と認めたときは、当該貸出資料の返却を求めることができる。原則として、貸出期間の延長は認めない。

(1) 静岡県内の公共図書館

45日間とする。

(2) 静岡県外の公共図書館及び大学図書館

1ヶ月間とする。

(貸出に係る送料)

第6条 資料の貸出に係る送料は、次のとおりとする。

(1) 静岡県内の公共図書館

静岡県立中央図書館による協力車又は宅配便を利用する場合は無料とする。それ以外の場合は、借受館が負担する。

(2) 静岡県外の公共図書館及び大学図書館

借受館が負担する。

(貸出資料の複写)

第7条 借受館が著作権法施行令第1条の3に定められた図書館図書館であることを確認の上、図書に限り複写を認める。ただし、資料保存の観点から支障があると判断される場合は、この限りでない。

第3章 借受

(利用対象)

第8条 第2条の相互貸借により資料を借受できる者は、次のとおりとする。

(1) 浜松市立図書館に利用者登録をしている者。

(2) 浜松市立図書館に利用者登録をしていない者は、身分証明書を提示し、借受資料の利用が館内閲覧のみの場合に限る。

(借受資料の範囲)

第9条 第2条の相互貸借により借受できる資料は、浜松市立図書館に所蔵していない資料または長期未返却資料のうち返却の見込みがないと判断した資料で、浜松市外の図書館等に所蔵している以下の資料とする。

(1) 「静岡県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定」に定められた資料。

(2) 資料貸出館の要綱等に定められた資料。

(借受資料冊数)

第10条 借受資料冊数は、次のとおりとする。

(1) 静岡県立中央図書館

利用者1人につき、浜松市立図書館における貸出・予約上限の他に図書・雑誌20冊以内、視聴覚資料3点以内とする。

(2) 国立国会図書館及び国際子ども図書館

借受図書館1館につき、国立国会図書館と国際子ども図書館合わせて図書10冊以内とする。

(3) (1)、(2)を除く公立図書館及び大学図書館

利用者1人につき、浜松市立図書館における貸出・予約上限に含む。

(借受期間)

第11条 借受期間は、郵送期間を含め次のとおりとする。ただし、借受期間内であって

も、貸出館から申し出があった場合は、当該借受資料の利用を中止することができる。

(1) 静岡県内の公共図書館（静岡県立中央図書館を除く）

45日間とする。

(2) 静岡県立中央図書館

1ヶ月間とする。

(3) 国立国会図書館・国際子ども図書館及び静岡県外の公共図書館

1ヶ月間とする。

(4) 大学図書館

資料貸出館の要綱等に定められた期間とする。

（借受資料の利用）

第12条 借受資料の利用については、国立国会図書館の資料は館内閲覧のみとし、その他の図書館の資料は貸出館の要綱等に定められたとおりとする。

（借受資料の紛失及び汚破損）

第13条 利用者が借受資料を紛失、汚損もしくは破損した場合は、当該資料の貸出館の指定する方法により、利用者が弁償を行うものとする。

（借受資料の複写）

第14条 借受資料の複写については次のとおりとする。

(1) 対象は図書のみとし、雑誌・視聴覚資料は除外する。

(2) 複写は「複製（複写）申込書」により受付し、下記の点について確認の上作成、提供する。

ア 複写申込者が当該資料の利用者であること。

イ 当該資料の貸出館が著作権法施行令第1条の3に定められた図書館であること。

ウ 国立国会図書館を含む貸出館が、借受館における図書の複写を禁止していないこと。

エ 複写物が著作権法第31条第1号の範囲内であること。

（借受に係る送料）

第15条 資料の借受及び返送に係る送料は次のとおりとする。

(1) 静岡県内の公共図書館

静岡県立中央図書館による協力車又は宅配便を利用する場合は無料とする。それ以外の場合は、送付に係る経費を利用者が負担する。

(2) 国立国会図書館及び国際子ども図書館

借受に係る送料は国立国会図書館及び国際子ども図書館が負担し、返送に係る送料は利用者が負担する。

(3) 静岡県外の公共図書館及び大学図書館

借受及び返送に係る送料は利用者が負担する。

第4章 その他

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、相互貸借に関する詳細は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。